

(H26 船橋市議会作成資料) 議会基本条例の制定による意識の変化, 効果等 【政令指定都市】

種別	調査先	条例制定による意識の変化, 効果等
政令指定都市	札幌市	議案の審査における専門的知見の活用について、議会基本条例の該当部分を引用しての発言が行われるなどの効果が見られている。
政令指定都市	さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答を含む分割質問方式を導入。また対面式演壇及びスクリーンを設置し、質問に関する資料なども投影している。議員と執行部が直接向き合い議論を尽くすこととなり、これまで以上に緊張感のあるやり取りが展開されるようになった。また、一つの議題について深く掘り下げることを可能とした質問方式を採用したことにより、傍聴者にとっては論点の把握が容易になり、議論の内容がわかりやすくなった。対面式演壇の設置を機に、よりわかりやすい議論の実践に向け積極的に取り組む議員の姿が見て取れる。さらに、質疑応答の様子を大型スクリーンに映写することで、傍聴者は緊迫感あるやり取りを大画面で確認することができ、臨場感の創出にもつながっていると考えられる。 ・本条例の「議決事件の拡大(25条)」の規定により、「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」を制定(平成22年9月29日制定, 平成22年10月1日施行)し、議会の議決事件、議会への報告事項等の規定を設けた。市政運営上で特に重要であり、市民福祉という公益に大きな影響を及ぼすことが予想される事項について、議会の審議事項となる以前の段階において市長等から報告を受け、その概要を把握することにより、将来の議案の審議に向けて基礎的な知識の習得や懸案となる事項の認識と研究を進め、より適切かつ慎重な審議が実現できるようになった。 ・本条例の「市民の参画(17条)」の規定に基づき、市議会の活動に対する市民の理解を深め、多様かつ広範な市民の意見を聴取するための環境の整備を図るオープン委員会の具現化に向け、「さいたま市議会オープン委員会開催要領」を策定(平成26年3月20日制定, 平成26年4月1日施行)した。
政令指定都市	川崎市	条例制定による効果であるかについては、特に検証していないが、委員会における政策的協議、それに伴う委員会提出議案の提出、議員提出議案の提出などがあり、また、審議において、議員間討議が増加しているなどの実態はある。
政令指定都市	新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革推進会議において継続的に議会改革について検討を行っていることから、議会改革に対する意識が高まっている。 ・一問一答方式の導入により議員と執行部との緊張感ある議論が増えるとともに、市民にとって議論の論点がわかりやすくなった。 ・議会報告会、意見交換会の開催や、正副議長の所信表明会を市民に公開するなど、市民に開かれた議会への取り組みが進んでいる。

(H26 船橋市議会作成資料) 議会基本条例の制定による意識の変化, 効果等 【政令指定都市】

種別	調査先	条例制定による意識の変化, 効果等
政令指定都市	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情審査における口頭陳情の原則許可 ・議会基本条例を制定した平成21年度以降, 議員提出条例の提出件数が増加した。 ・議会の活動に関する情報を積極的に公開・発信するため, 平成22年度から市会だよりの発行回数を年5回から年7回に増刊 ・名古屋市会ウェブサイト「市会情報」のページに「トピックス」のページを設け, 市会の最新情報を提供 ・本会議での2問目以降の質問について一問一答方式を採用 ・市民が市政一般について委員会室で発言する「市民3分間議会演説」の実施 ・平成22年度分から, 費用弁償を廃止するとともに, 政務調査費(政務活動費)の領収書を全面公開 ・平成22年4月に5会場で議会報告会を開催, 平成24年6月・11月には各2会場で議会報告会をモデル実施(市長が議会報告会の開催のための予算を認めていないため, 平成24年度においては, 市長の意向に配慮し, 公平・公正・中立性の確保に一層留意して市長も同意の上モデル実施を行ったものの, そのモデル実施した結果に対してもなお市長の考え方は変わらず, 現在も開催ができない状況にある) ・市会だよりの編集について, 平成22年6月臨時号から議員で構成する「名古屋市会編集委員会」にて掲載内容について協議 ・平成22年6月より正副議長記者会見を定例会の前後等を実施。その内容について後日インターネット(YouTube)で配信 ・議案の賛否について, 市会だよりに掲載(平成22年9月号から会派ごとで掲載し, 平成23年5月号から議員ごとで掲載) ・平成23年3月24日より正副議長選挙で所信表明を実施。所信表明はインターネットで生中継を実施 ・委員会のインターネット中継を平成23年3月28日に開会した委員会より実施 ・常任・特別委員会における委員間討議の実施 ・平成15年5月臨時会からの本会議記録および平成19年改選後からの委員会記録をインターネットで公開 ・平成24年1月に, 各会派が推薦する議員2名の委員により構成し, 議会基本条例に基づく議会改革を推進することを目的として, 議会報告会の実施, 議員報酬等の協議事項に関し, 原則公開で協議を行う議会改革推進会議を設置 ・平成23年10月以降の議員派遣(海外)報告書を市会図書室および市会ホームページで公開 ・平成24年5月臨時会から, 傍聴券交付申請書への年齢記入を廃止するとともに, 本会議傍聴者に対して傍聴席入口で飲料水を提供

(H26 船橋市議会作成資料) 議会基本条例の制定による意識の変化, 効果等 【政令指定都市】

種別	調査先	条例制定による意識の変化, 効果等
政令指定都市	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月定例会より, 市会図書室において, 市会議員および市職員に限り行っていた図書の貸出しを一般の方にも実施。また, それまで閉室していた正午から午後1時の時間も開室 ・平成25年2月定例会から, 本会議場傍聴席の一区画に難聴者用磁気ループシステムを設置するなど, 傍聴環境のバリアフリー化を実施 ・本会議における特別委員会の中間報告の実施
政令指定都市	京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで年4回としていた定例会の回数を年1回に改め, 会期をおおむね1年とする「通年議会」を平成26年度から導入した。 ・現在は, 市会改革推進委員会(※)において, 議会報告会・意見聴取会の実施, 議員間討議の充実について検討を行っている。 <p>※ 市会改革推進委員会 議会機能の充実・強化及び開かれた市会のより一層の推進を図るため, 平成23年5月, 地方自治法に規定する「協議・調整の場」として設置。</p>
政令指定都市	堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・議員(委員)間討議により, 議員相互間の自由かつ活発な討議が多く行われるようになった。 ・市長等が議員からの質疑・質問に答えるだけでなく, 逆に議員に対して質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができることで, 議会審議の充実と市民に分かりやすい議論が展開できるようになった。 ・一問一答式を導入することで, 議員が自由に質疑質問の方法を選択できるようになった。
政令指定都市	神戸市	<p>神戸市議会基本条例の制定後初の議員による政策提案条例となった「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」が平成25年2月25日の本会議において全会一致で可決され, 同年4月1日から施行された。また, 平成26年第1回定例会市会において, 議員による政策提案条例である「神戸市がん対策推進条例」が平成26年3月27日に全会一致で可決され, 同年4月1日から施行されている。これらの実績により, 議員による政策提案に関する意識が大いに高まっている。</p>
政令指定都市	岡山市	条例制定後の議会活動に関する評価, アンケート等を実施していないため, 不明。
政令指定都市	広島市	議員の意識変化等については, 把握していない。
政令指定都市	北九州市	政策条例の提案や政策提言を積極的に行うようになった。

(H26 船橋市議会作成資料) 議会基本条例の制定による意識の変化, 効果等 【都道府県】

種別	調査先	条例制定による意識の変化, 効果等
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の充実, 議長の説明責任の具現化として議長による定例記者会見の実施により, 議会の発信度が高まった。 ・二代表制の基本原則に則り, 執行部の附属機関等の委員への就任辞退を行い, 議会の独立性が高まった。(法令で就任が必須となっているものを除く) ・知事等の反問権の導入により, 質問や発言に対する議員の説明責任の意識が高まった。
都道府県	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定後, 会派, 議員活動が従前より活発化している。例えば, 各会派の課題をもった先進事例調査活動や議会報告会, 方部ごとの県民意見聴取会等が, 従来より多く開催されている。 ・県内主要新聞への折り込み報告の回数も増えている(会派の広報活動)。 <p>(これらの取組みの背景には, 議会改革における政務活動費の見直しも要因の一つにあると思われる。)</p>
都道府県	群馬県	<p>本県においては, これまでの議会改革の成果を踏まえて「議会基本条例」を制定したので, むしろ, 議員の意識変化が条例を制定させた。こういう前提であるが, 委員会発議や議員発議の政策条例は増えている。</p>
都道府県	神奈川県	<p>県議会での活発な議論を行うため, 会期を従来の約100日から約200日に倍増させるとともに, 本会議において分割質問方式を導入した。</p>
都道府県	福井県	<p>議会基本条例を制定してからまだ間もないため, 条例制定による効果は今後検証する。</p>
都道府県	長野県	<p>条例の具現化を図るため, 第15条の議会広報の充実として, 「こんにちは県議会です(ふれあいミーティング)」において, 県政報告会を平成23年度から実施</p>
都道府県	三重県	<p>条例の基本理念に基づき, 活発な議会運営がなされています。</p>
都道府県	京都府	<p>議会基本条例の制定後, これまでの議会改革の取組について, 同条例の理念を踏まえ, 効果や課題等を検証し, 当該検証結果に基づき, 順次改善方策等を検討, 実行中</p>
都道府県	大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革検討協議会が設置され, 議会機能の充実・強化に向けた取組みが進められた。 ・条例制定の趣旨を踏まえ, 平成21年以降7件の政策条例が成立した。
都道府県	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑・質問の方式について, 従来の一括質問・一括答弁方式に加え, 一問一答方式, 分割質問・分割答弁方式の選択導入の実施により, 県民にわかりやすい質問, 透明性の高い議会運営に努めている。 ・常任委員会における特定テーマに関する調査研究の実施により, 委員会の専門性の向上, 活性化に努めている。

(H26 船橋市議会作成資料) 議会基本条例の制定による意識の変化, 効果等 【都道府県】

種別	調査先	条例制定による意識の変化, 効果等
都道府県	奈良県	政策検討会議, 議会改革推進会議での, さまざまな取り組みを進める中で議員間に議会改革に対する意識が浸透してきている。
都道府県	鳥取県	・議会基本条例に, 議員の資料提出要求等に対する知事の対応義務を規定したことにより, 執行部職員 の資料提供に関する意識が前向きになった。 ・議会基本条例の作成過程の議論において, 政策立案, 政策提言以上に知事の事務執行の監視がいか に重要かが議員に再認識された。
都道府県	岡山県	議会図書室内の議員閲覧室の使用頻度が高まった。
都道府県	広島県	議員の役割・責務等について議員の認識が高まった。
都道府県	愛媛県	・議員提案による政策条例提出が活性化 ・請願・陳情に係る表決結果を請願者に通知 ・H24.4月に議会改革検討協議会を設置 ・委員会における議員間討議の導入 ・委員会における質問趣旨確認権の導入 ・決算特別委員会の審査方法の見直し ・県議会ホームページの充実 などの成果が上がっている。
都道府県	高知県	条例制定後, 本会議, 常任委員会及び予算委員会での傍聴席に手話通訳者を配置できるよう規定を整 備し, また, 議員の議案に対する賛否の公表を実施するなど, より県民に開かれ, 県民から信頼される議 会を目指した取り組みが進められている。
都道府県	長崎県	本会議の一般質問において一問一答方式をとる議員が増え, 議論が活発化した。また, 議会広報への議 員の積極的な参加により, 新聞広報の充実や議会報告会の開催, 委員会のインターネット中継がなされた ほか, 議員提案の政策条例の増加が見られた。
都道府県	大分県	会派にとらわれず, 県議会として政策立案, 県議会に関する課題の検証等を行うため, 調査研究及び意 見調整を行う場を設置し, 政策条例を継続的に検討, 提案している。
都道府県	宮崎県	議員発議による条例制定等。
都道府県	鹿児島県	○議会基本条例に掲げられた理念を実現させる取組として, 実施した主な取組 ・質問者席の設置(第11条「質問等の充実」) 質問時間等は現状のまま, 議員席の中央最前列に質問者の席を設け, 質問と答弁が対になるよう質問 を内容毎に行うなど登壇回数を増やすことにより, 分かりやすく, 活発な議論が行われるようになった。 ※実際の運用は完全な一問一答ではなく, 例えば一般質問(1時間)の場合, いくつかの質問をまとめて, 2回～3回に分けて, 質問, 答弁を行っている。